

平成30年度 第3回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会会議 議事録

1 日時：平成31年2月6日（水）10時

2 場所：ポートサイドタワー12階第一会議室

3 参加者

(1) 委員

黒川雅子 委員長、永嶋久美子 副委員長、岩崎弘一 委員、星 幸広 委員、樽木靖夫 委員

(2) 教育委員会職員

神崎広史 教育次長、伊藤裕志 学校教育部長、御園生博文 学事課長、中嶋のり子 教育指導課長
古山智和 保健体育課長、根本 厚 教育センター所長、浅野一久 養護教育センター所長、
川名正雄 教育職員課主任管理主事

(3) 事務局

福本 順 教育支援課長、石田信之 教育支援課主任指導主事、高橋泰雄 教育支援課指導主事

4 議事録

(1) 開会

(福本教育支援課長) それでは、事務局に確認します。本日、傍聴人の方はいますか？

(高橋指導主事) 2名おります。

(福本教育支援課長) はい、わかりました。それでは、傍聴人の方にお願いたします。入室の際にお配りしております、「傍聴の注意事項」をお守りいただき傍聴されますようお願いいたします。本日の会議については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報（不開示情報）を含むため。また千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第3条第2号から第4号までに掲げる所掌事務に関する対策調査委員会の会議内容は、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱第2条第2項により原則非公開であるため、本日の協議事項からは、傍聴人の方にはご退席いただきますので、予めお知らせします。よろしくお願いたします。

それでは、始めさせていただきます。本日進行を務めさせていただきます、教育支援課長の福本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、第3回「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を開会いたします。よろしくお願いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、黒川委員長にお願いたします。

(3) 議事

(黒川委員長) よろしくお願いたします。それでは、会次第によりまして議事を進めさせていただきます。事務局説明として「千葉市いじめ対応マニュアル」の一部変更について及び「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について、事務局より説明をお願いたします。

(石田主任指導主事) それでは事務局から2点説明させていただきます。

はじめに「千葉市いじめ対応マニュアル」の一部変更についてです。

次年度用のマニュアルを、資料の2ページから20ページに掲載してあります。

4ページの下の方角囲みをご覧ください。前回の会議で協議していただいたように、アンケートの保存期間を「年度終了後5年間保存」としました。さらに、13ページをご覧ください。表の1番の中に「管理職への報告は原則当日」という文言を入れました。以上の2点が次年度のいじめ対応マニュアルの変更点です。これらにつきましては、すでに教育支援課と教育センターのホームページにも掲載するとともに、1月18日の校長研修会にて全学校長に周知しました。また、2月15日の教頭研修会の折にも同様の説明を行う予定となっております。

次に21ページをご覧ください。毎年、文部科学省が行っている「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」、いわゆる問行調査の結果が10月下旬に公表されました。今年度から政令市の数値も公表することになり、21～22ページにある本市の数値が全国的に公表されております。

平成29年度における千葉市の「いじめ認知件数」は、894件、1000人当たりの認知件数は11.9件となっております。いじめに関するアンケートの本市実施率は100%となっております。全国の1000人当たりの認知件数の平均は30.9件、千葉県では57.9件となっており、その数値に比べると千葉市の認知件数は低くなっております。また、いじめ発見のきっかけとしては、学級担任が発見すること、本人や保護者からの訴えからいじめが発見される割合が大きくなっております。

これらの結果を踏まえ、各学校には引き続き、いじめの認知を積極的に行うこと、そして正確な認知と初期対応に努めることを、各研修会や文書連絡を通じて行ってまいります。また、いじめの早期発見・早期対応ができるように、学級担任と児童生徒・保護者との人間関係づくりをこれまで以上に大切にしていくこともあわせて呼びかけていきたいと考えております。以上で、事務局からの説明を終わります。

(黒川委員長) ありがとうございます。前半のいじめ対応マニュアルについてですが、前回の委員会で議論された点で、各校で実施しているアンケート調査の保存期間をどう考えるかということについて、小学生が在籍期間中になくなってしまふのはよくないので、1年生が実施したアンケートが卒業時まで学校に保存してあるということが前提になると、年度終了後5年間が最低限必要になるということで議論をし、それを踏まえて千葉市教育委員会でこのような形に改定しています。

もうひとつは、管理職の先生への報告を原則当日としましょうというところも議論の結果として入れていくことについて、委員の皆様、ご意見やご質問がある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。では、この形で校長先生、教頭先生にも周知いただくことで進めていただいているところですので、以後継続して教育委員会の先生方、よろしくお願ひいたします。

後半、二点目についてです。文部科学省の調査結果ですが、今年度から政令市の数値も発表になりましたが、この件について、ご意見やご質問がある方いらっしゃいますでしょうか。

(永嶋委員) はい。

(黒川委員長) 永嶋委員お願ひします。

(永嶋委員) いじめの1000人当たりの認知件数が、千葉市は県や国よりも少ないということでしたが、これらについての捉え方ですが、肯定的に捉えるべきか、それとも認知する力の問題として否定的に捉えるべきなのか、その辺はいろいろ考えられるところですけども、何か要因として心当たりなどありますか。

(石田主任指導主事) やはり、文部科学省が言っているように積極的な認知をしていこうという時代になってきておりますので、それを踏まえて、今年もあらゆる研修会でこのことを訴え周知していこうと思っております。あとは、やはり各学校長の認識というところでも、少し煩瑣であるということも踏まえて周知していこうと考えています。

(黒川委員長) はい。お願ひいたします。

(福本教育支援課長) 今、事務局から申しあげましたように、積極的な認知ということで、今までも学校には伝えてきていますが、12月現在で言いますと、小中ともにおよそ2倍の認知件数に増えています。29年に比べますと、30年度は積極的な認知が進んだと考えられます。

(永嶋委員) ありがとうございます。

(黒川委員長) ありがとうございます。教育委員会からの各校長先生への周知徹底というのもあって、認知権件数も積極的に進んでいるということでしたが、それに関連して、また、それ以外で何かございませんか。

(黒川委員長) 私から1点よろしいでしょうか。解消率というものも出していかなければいけないことについてですが、国のいじめ防止基本方針でも解消率について触れられております。平成29年の改訂でできたので、おそらく平成29年度調査だと、それを現場がどれくらい認識しているか、まだ十分な周知徹底までは、校長先生の認識ではないかと思っております。ここもこれから解消率については、国の定義に則して、千葉市教育委員会としても、それと同じ定義で解消率というのは、考えてほしいです。3か月という規定がありますよね。本人との確認で、こういうふうにして超えられたら解消したもとして、カウントしましょうということが、これから各学校現場において、浸透していくところだと思っております。その辺の確認は、まだ平成29年度では、十分ではないと思うので、千葉市だけではなく全国的な動きとして、ちょうど過渡期の時期の調査結果かなと思っております。あと、あの定義でいくと、3か月間見なければ解消したとは言えなくなるので、たとえば1月に認知したものについては、解消するのが確実に年度超えになる。その辺の意識、早期解決というのと、解消というのは、次のステップになるということで、必ず継続するものが年度の中で、どうしたって継続するものができてしまうことが、学校現場の先生と一緒にきちんと理解していくことが必要になるのかなと思います。だから、この解消に向けて取組中というのがゼロでなかったとしても、それでいいんだよといったところの理解といたしますか、必ずそういったものの数字がでてくることになるのではないのかなと思います。

解消していないからまずいかということではないと個人的に思っているところがあります。その辺を学校現場の先生達と共有できたらなと思います。これは、個人的な意見です。質問ではありません。

(永嶋委員) 4分の1は、必ず継続中になるって計算ですか。

(黒川委員長) まあ、1月以降に認知したものについてなります。

ので、そうなります。

(石田主任指導主事) ありがとうございます。委員長がおっしゃるとおりです。昨年度の3月に国のいじめの基本方針が改定された中に、いじめの解消の話が盛り込まれています。千葉市の方も、4月の研修でその解消についての説明をしております。それまでは、いじめの解消率が90%を超えていました。しかし、ここにあるように72%となっています。それは、今、委員長がおっしゃったように3か月見守りを続ける、最低でも3か月、その後に本人に確認、保護者へ確認をして、その間何もなかったということで解消としましょうということを、何度も研修の折にはふれていますので、この解消については、以前よりも数値が下がっていますが、以前よりもきちんと見守っているという数値になっております。

(黒川委員長) ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

(星委員) いじめに関するアンケートについて、17ページから19ページに書いてあるように、小学校、中学校とも各学校市内すべてこの文言で統一しているのでしょうか。

(石田主任指導主事) これは、あくまでも見本ですので、これを基に各学校で独自に作成しています。各学校では、「いじめアンケート」という文言を使わないで、「ふれあいアンケート」とか「心のアンケート」という名称で実施している学校もあります。

(星委員) わかりました。もう1点ですが、私が疑問に感じたのが、「いじめに関するアンケート」という文言でくくってしまうと、いくら仮名がふってあっても、子供達、小学校低学年、中学校では理解度が全く違うと思います。それと、全部いじめということにくくっていくと、このアンケートを書く子供そのものが、いじめって何だということが理解できていないと、書けなくなってしまう。だから、「いじめアンケート」よりも例えば「生活アンケート」とか、いろんな子供たちがわかりやすい、日常にどういう嫌なことをされたのか、いじめという言葉でくくらないで、やわらかく聞いていったほうが、何か子供たちが、日常いじめいじめということを書くということは、何かいじめのという言葉がどんどん広がっていくことを、子供たちに教えてしまうような気がしてしまいます。

(黒川委員長) ありがとうございます。その他ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事務局から報告いただいたとおり、今後のいじめの認知件数、その他解消率について、現場の先生に御理解いただき同様の流れで進めていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、式次第にそって次の協議には行っていきたいと思います。「3」の協議事項に入ります。ここからは、個別の事案協議になりますので、傍聴者の皆様は御退席をお願いします。御協力の程お願いいたします。